平成２３年（フ）第９５６号
大阪府和泉市池上町356番地の２
債務者　安達　亜紀
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９５７号
大阪府岸和田市土生町２丁目23番16号コーポ麻生川101号、前住所大阪府岸和田市春木旭町24番10号
債務者　丸山　修己
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
島根県大田市波根町1565番地
債務者　澤村恵理子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第４９４号
長崎県長崎市高浜町3957番地
債務者　吉田　初男
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４３号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷699番地７
債務者　平田ミチヨ
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
長崎県諫早市日の出町24番６号、旧住所長崎県大村市富の原２丁目370番地１
債務者　猪原　　寛
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
北海道苫小牧市山手町１丁目８番１―102号
債務者　佐藤　貞二
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１７１号
香川県丸亀市通町128番地１
債務者　合田　明憲
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１７６号
香川県丸亀市土器町東１丁目186番地１
債務者　松本　隆則
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第９７号
福岡県大牟田市大字手鎌1518番地７
債務者　山本　敬子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第９８号
福岡県大牟田市南船津町４丁目６番地２　南船津町貸家Ｂ号室
債務者　松嶋　　恵
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第３１８号
茨城県かすみがうら市五反田201番地
債務者　楠　留美子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６６５号
埼玉県越谷市東越谷６丁目202番地１、旧住所埼玉県越谷市東越谷５丁目２番地41
債務者　中嶋　和美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第９４１号
千葉県船橋市海神２丁目１番10号
債務者　大崎貞之丞
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４２１号
千葉県市川市幸１―２―15　ベイサイド市川212、住民票上の住所福岡県久留米市御井町2268番地９　ロイヤルパークマンション1105号
債務者　津留　義明
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４３６号
千葉市美浜区高洲２丁目２番９棟203号
債務者　和田　重温
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４７０号
千葉市若葉区若松台３丁目48番７号
債務者　日置　君枝
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係